船舶総トン数の測度(改測)申請

船舶法第4条、第9条 (総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者の全員(又は船舶所有者の全員から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

測度又は改測を受けようとするとき

【申請書様式】

船舶総トン数測度(改測)申請書(船舶法施行細則第一号書式(第八条関係))

【添付書類】

- ◆ 造船証明書など(新規測度の場合)
- ◆ 一般配置図、その他船舶の総トン数の測度を実施するに必要な図面
- ◆ 委任状(代理人による申請の場合に限る)
- ◆ 置籍願など(所有者の住所地を船籍港としない場合に限る)

【手数料】

測度手数料(船舶法施行細則第50条)

- ・ 所定の様式(手数料様式第1号)に収入印紙を貼付
- ※ 総トン数が確定した後に納付してください

【申請先】

船籍港(一般的には船舶所有者の住所)を管轄する地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)又は、運輸支局(事務所)